

障害児入所給付費支給申請手続きについて

★必要なもの

～福祉型障害児施設～

- ・ 障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費支給申請書（第4号様式の6）
- ・ 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）
- ・ 住民票（世帯全員が記載されたもの）※
- ・ 所得・課税証明書等（利用者の属する世帯全員分、直近の市町村民税所得割額が明記された書類）※
- ・ 生活保護受給証明書（生活保護を受給されている場合）
- ・ 児童の身体障害者手帳、療育手帳の写し

～医療型障害児施設、指定発達支援医療機関～

- ・ 障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費支給申請書（第4号様式の6）
- ・ 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）
- ・ 住民票（世帯全員が記載されたもの）※
- ・ 所得・課税証明書等（利用者の属する世帯全員分、直近の市町村民税所得割額が明記された書類）※
- ・ 生活保護受給証明書（生活保護を受給されている場合）
- ・ 児童の健康保険証の写し
- ・ 診断書

平成28年1月1日からマイナンバーの利用が開始され、障害児入所給付費の申請には、申請者本人を含む世帯全員の個人番号の記入が必要になります。また、番号や本人確認のため、以下のものの提示が必要です。

- (1)世帯全員の通知カードまたは個人番号付きの住民票
- (2)申請者本人の運転免許証またはパスポートや障害者手帳等

※については、平成29年7月からの自治体や保険者間の情報のやりとぎが開始されるまでの準備期間中は申請に必要です。